



2025 年 3 月 4 日

各 位

会社名 株式会社マクロミル
代表者名 代表執行役社長 CEO 佐々木 徹
(コード番号：3978 東証プライム)
電話番号 03-6716-0700 (代表)

会社名 TJ1 株式会社
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

**TJ1 株式会社による株式会社マクロミル（証券コード：3978）の
株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

TJ1 株式会社は、本日、同社が 2024 年 11 月 15 日より開始した株式会社マクロミルの株券等に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、TJ1 株式会社（公開買付者）が株式会社マクロミル（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 3 月 4 日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2025 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 TJ1 株式会社
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

**株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

TJ1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024 年 11 月 14 日、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マクロミル（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び 2015 年 9 月 30 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024 年 11 月 15 日より本公開買付けを開始しておりますが、本日付で、(i)Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC との間で応募契約を締結し、また、(ii)本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を 1,250 円から 1,275 円に、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を 70,000 円から 72,500 円にそれぞれ変更することを決定いたしました。また、当該応募契約の締結及び当該決定に伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2024 年 12 月 26 日付、2025 年 1 月 17 日付、2025 年 2 月 3 日付及び 2025 年 2 月 17 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書を提出する必要性が生じたことから、本公開買付けの買付け等の期間を、当該訂正届出書の提出日である 2025 年 3 月 4 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2025 年 3 月 18 日まで延長することといたしました。

これに伴い、2024 年 11 月 14 日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2024 年 12 月 26 日付「TJ1 株式会社による株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025 年 1 月 17 日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025 年 2 月 3 日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」及び 2025 年 2 月 17 日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2024 年 11 月 15 日（金曜日）から 2025 年 3 月 4 日（火曜日）まで（70 営業日）

（注）金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項第 3 号に基づき、行政機関の休日である 2024 年 12 月 30 日は公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない 2024 年 12 月 30 日にも行われます。

(変更後)

2024 年 11 月 15 日（金曜日）から 2025 年 3 月 18 日（火曜日）まで（80 営業日）

(注) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(4) 買付け等の価格

(変更前)

- ① 普通株式1株につき、金 1,250 円(以下「本公開買付価格」といいます。)
- ② 本新株予約権1個につき、金 70,000 円(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

(変更後)

- ① 普通株式1株につき、金 1,275 円(以下「本公開買付価格」といいます。)
- ② 本新株予約権1個につき、金 72,500 円(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

(6) 決済の開始日

(変更前)

2025年3月 11 日(火曜日)

(変更後)

2025年3月 26 日(水曜日)

2. 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに 350 億円を限度として普通株式の第三者割当の方法により出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに500億円を上限として融資(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めるところとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

<中略>

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定を しております。

<中略>

また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、対象者の株主であるOasis Investments II Master Fund Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数: 823,150株、所有割合: 2.11%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数: 1,119,484株、所有割合: 2.87%) 及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数: 1,349,966株、所有割合: 3.47%) (以下、総称して「オアシスグループ」といいます。)並びにWill Field Capital Pte. Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数: 1,198,400株、所有割

合：3.08%）（これらを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間で、2025年2月17日付で、(i) 各本応募合意株主が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%）を本公開買付けに応募すること、及び(ii) 本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主が、ジャージー法に基づき新たに設立され、かつ公開買付者親会社の完全親会社であるTJ Midco Holding Limitedに対して出資する予定のリミテッド・パートナーシップ（以下「本再出資先」といいます。）に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が各本応募合意株主の対象者株式の所有割合（Oasis Investments II Master Fund Ltd.については2.11%、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.については2.87%、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.については3.47%、Will Field Capital Pte. Ltd.については3.08%）となる割合を基準として別途合意される割合で持分出資（以下「本再出資」といいます。）を行うことを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで（60営業日）と定めておりましたが、本応募契約を締結したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。

本再出資により本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の1単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格と実質的に同額にする予定です。なお、本応募合意株主から本再出資を受ける理由は、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものです。このように、本応募合意株主による本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、オアシスグループは、本再出資に伴い、本取引実施後の対象者の取締役1名を指名することを予定しております。

（変更後）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに360億円を限度として普通株式の第三者割当の方法により出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに500億円を上限として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めるところとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

＜中略＞

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格（1,150円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格（1,250円）及び本新株予約権買付価格（70,000円）を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をした旨を公表いたしました。

本買付価格変更を決定した後、対象者の筆頭株主であるトライヴィスタ・キャピタル株式会社（以下「トライヴィスタ」といいます。）は、同社が公表した2025年1月21日付「CVCによる株式会社マクロミルの株券等に対する公開買付けに関して」と題するプレスリリース（以下「1月21日付プレスリリース」

といたします。)において、同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)に賛同せず、本公開買付けに対して、同社が保有する対象者株式(所有株式数:7,104,900株、所有割合:18.24%)の応募を見合わせる方針である旨、及び同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)は、依然として対象者の本源的価値を下回るものであり、対象者の株主共同の利益に資さないものである旨を公表しております。公開買付者は、1月21日付プレスリリースの公表を受けて、引き続き対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視しつつ、どのような対応を行うべきか検討して参りました。公開買付者としては、仮に本公開買付けが不成立となれば、対象者の株主が、本公開買付け開始前の対象者株式の市場価格にプレミアムの付された本公開買付価格での売却機会を失うこととなり、対象者の株主の共同の利益に資さない結果となるものと考えております。また、対象者グループが中期経営計画を達成し、さらにそれ以降も長期的な成長を実現していくために必要な各施策を早期に実施することが対象者の企業価値向上の観点から重要であると考えており、本公開買付けの成立の時期が遅延することは対象者の事業運営にネガティブな影響を生じさせかねないと考えております。公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1株あたり1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更により本公開買付価格を1,250円に引き上げており、対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であると考えておりますが、前述のアドバイスタによる指摘も踏まえて、対象者の株主の皆様により第2回本買付価格変更(以下に定義します。)前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することにより、早期に本公開買付けを成立させることが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益に資すると考え、2025年3月4日付で、本公開買付価格を1,250円から1,275円とし、併せて本新株予約権買付価格を変更後の本公開買付価格である1,275円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額である550円との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数に乗じた金額である72,500円とすること(以下「第2回本買付価格変更」といいます。)を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年3月4日まで(70営業日)と定めておりましたが、第2回本買付価格変更を決定したこと及びGMO(以下に定義します。)と公開買付応募契約を締結したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長することといたしました。

＜中略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、対象者の株主であるOasis Investments II Master Fund Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数:823,150株、所有割合:2.11%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数:1,119,484株、所有割合:2.87%)及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数:1,349,966株、所有割合:3.47%) (以下、総称して「オアシスグループ」といいます。)並びにWill Field Capital Pte. Ltd. (2025年2月17日現在における所有株式数:1,198,400株、所有割合:3.08%) (これらを総称して、以下「本応募合意株主(2025年2月17日)」)といたしまして、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主(2025年2月17日)が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:4,491,000株、所有割合の合計:11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主(2025年2月17日)が、ジャージー法に基づき新たに設立され、かつ公開買付者親会社の完全親会社であるTJ Midco Holding Limitedに対して出資する予定のリミテッド・パートナーシップ(以下「本再出資先」といいます。)に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が各本応募合意株主(2025年2月17日)の対象者株式の所有割合(Oasis Investments II Master Fund Ltd.については2.11%、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.については2.87%、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.については3.47%、Will Field Capital Pte. Ltd.については3.08%)となる割合を基準として別途合意される割合で持分出資(以下「本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))」)といたしまして、(以下「本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))」)を行うことを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約(2025年2月17日)」)といたしまして、それぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約(2025年2月17日)を締結したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC (2025年3月4日現在における所有株式数:4,730,000株、所有割合:12.14%) (以下「GMO」といいます。) (以下、本応募合意株主(2025年2月17日)及びGMOを総称して「本応募合意株主」といいます。)との間で、2025年3月4日付で、(i)GMOが同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数:4,730,000株、所有割合:12.14%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、GMOが、GMOの関連事業体を通じて、本再出資先に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が原則として18%から19%までの範囲のいずれかとなる割合で持分出資(以下「本再出資(GMO)」)といたしまして、(以下本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))及び本再出資(GMO))を行うことを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約(2025年3月4日)」)といたしまして、それぞれ締結いたしました。

募合意株主（2025 年 2 月 17 日）及び本再出資（GMO）を総称して「本再出資」といいます。）を行うことを内容とする公開買付応募契約を締結いたしました。

本再出資により本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の 1 単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格と実質的に同額にする予定です。なお、本応募合意株主から本再出資を受ける理由は、Will Field Capital Pte. Ltd. については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVC として非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVC として当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、また、GMO については、中長期的に対象者株式を所有しており、かつ投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVC として上記のいずれもの可能性を考慮したものです。このように、本応募合意株主による本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、オアシスグループ及びGMOは、本再出資に伴い、本取引実施後の対象者の取締役 1 名をそれぞれ指名することを予定しております。

詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 3 月 4 日に関東財務局長に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします

公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。